

父子家庭にも児童扶養手当が支給されます



ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになりました。

支給要件や対象児童、支給額等については母子家庭等の児童扶養手当と変わりありません。ただし、本来であれば申請した翌月分からの手当の支給となりますが、父子家庭については新たに対象となる制度のため、経過措置が適用され次の取り扱いとなります。詳しい内容については、役場福祉課までお問い合わせください。

制 度 名	児童扶養手当
支 給 要 件	◎父母の離婚などにより母親と生計をともにしていない子どもの父 ◎母が身体等に重度の障がいがある子どもの父 ※上記に該当する場合でも、年金が受給できる場合は、手当を受けられません。
対 象 児 童	18歳になった最初の3月31日までの児童
支 給 額	全部支給 月額 41,720 円 一部支給 月額 41,710 円 ~ 9,850 円 2人目の子ども…上記金額に 5,000 円を加算 3人目以降の子ども…1人 3,000 円を加算
所 得 制 限	本人および世帯員の所得による制限があります。一定以上の所得がある場合は手当の一部または全部が支給停止となります。
支 払 日 (支給対象月)	4月11日(12月分から 3月分) 8月11日(4月分から 7月分) 12月11日(8月分から 11月分)

経過措置

○平成22年7月31日までに支給要件に該当している方

→11月30日までに申請いただくと、「8月分」から支給されます。

○平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方

→11月30日までに申請いただくと、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

(注) 11月30日を過ぎると、申請の翌月分からの支給になります。

申請にあたっては、受給資格者および該当する子どもの戸籍謄本や住民票が必要となります。

また、ご家庭の所得状況によって支給額等が異なります。

届出はお済みですか？



8月は、児童扶養手当および特別児童扶養手当の、1年間の支給額を決めるための届出をしていただく期間です。対象となる方には、届出書類を送付しましたので、必ず期間内に提出してください。

●児童扶養手当

現況届の届出期間 8月2日(月)~8月31日(火)

●特別児童扶養手当

所得状況届の届出期間 8月11日(水)~9月10日(金)

※本人および世帯員に一定以上の所得がある場合は、支給停止になる場合があります。

- ・児童扶養手当…一部または全額停止
- ・特別児童扶養手当…全額停止

ひとり親家庭
サポート定期便

母子家庭や父子家庭の皆さんを対象に、年に3回(6月、10月、2月予定)、県や市町の各種情報をお届けする「ひとり親家庭サポート定期便」を発行しています。

滋賀県ひとり親家庭福祉推進員がご自宅までお届けしますので、ご希望の方は、役場福祉課までお申し込みください。